

令和3年6月15日

尾道市公立大学法人評価委員会 様

尾道市長 平谷 祐宏

公立大学法人尾道市立大学役員の報酬等の支給基準について

このことについて、公立大学法人尾道市立大学役員の報酬等について支給基準の変更があり、地方独立行政法人法第56条第1項の規定により準用される同法第48条第2項に基づき届出がありましたので、同法第49条第1項の規定により、通知します。

<変更事項>

役員報酬（理事長及び理事）の期末手当支給に係る支給月数について、12月を0.05引き下げる。

また、令和3年4月1日以降、6月と12月の支給月数を均等にする。

期末手当

改定前	12月支給	給料月額× <u>2.25</u>
改定後	12月支給	給料月額× <u>2.20</u>

期末手当（令和3年4月1日以降）

改定前	6月支給	給料月額× <u>2.25</u>
	12月支給	給料月額× <u>2.20</u>
改定後	6月支給	給料月額× <u>2.225</u>
	12月支給	給料月額× <u>2.225</u>

<変更理由>

人事院勧告を受けて、理事長及び理事の期末手当支給に係る支給月数の改定を行った。